

# 気象災害等への対応のガイドラインについて

総務部

## 1 趣旨

地球温暖化に起因すると思われる、ゲリラ豪雨・竜巻・線状降水帯の発生等により、毎年のように9月前後を中心に「これまでに経験したことの無い大雨」が日常的に発生している。

この様な状況に組織的に対応し、生徒・保護者・職員の生命の安全を確保する。

## 2 気象災害対応ガイドライン

### (1) 警報の定義及び方針

警報が発表された場合、国・地方自治体の機関、さらには個々の住民などは災害の発生に備えて要員の出勤、避難指示、通行制限、危険箇所からの退避などの防災対応を行う必要がある（気象業務法第15条、同法施行令第7条）とされている。

ハザードマップ上では、本校学区内には北上川周辺を中心に、過去洪水区域、家屋倒壊等氾濫等想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が限られた区域で散在しているが、全ての警報発令時に教育活動を停止し、避難なければならない状況ではないと判断する。

また、広域合併により、花巻市の範囲が広域となっているため、一部地域の状況により花巻市全体に警報が発令される場合が多く見られることに鑑み、教育活動の制限等を行う場合についてガイドラインを策定した。

### (2) 警報発令時に活動を制限する場合のガイドライン

#### ア 登校日の場合

(ア) 原則登校とするが、前日に教育活動の制限等が必要と判断した場合は、前日のうちに翌日の対応について、生徒に周知・指導し、保護者には副校長がメールで連絡する。

(イ) 前日の連絡後、翌朝変更の必要が生じたと判断した場合には、翌朝6時30分時点で保護者・職員にメールで連絡する。

(ウ) 前日に予測不可能で翌日登校後に警報発令の可能性が高くなった場合、情報入手後早急に対応について検討後、対応が必要な場合は生徒に周知・指導し、保護者に副校長がメールで連絡する。

#### イ 休日部活動等の活動を実施する場合

(ア) 原則登校とするが、前日に教育活動の制限等が必要と判断した場合は、前日のうちに翌日の対応について、生徒に周知・指導し、保護者には副校長がメールで連絡する。

(イ) 前日の連絡後、翌朝変更の必要が生じたと判断した場合には、翌朝6時30分時点で保護者・職員に副校長がメールで連絡する。

(ウ) 前日に予測不可能で翌日活動開始後に警報発令の可能性が高くなった場合、顧問等は副校長（または校長）と協議し、その後の対応について判断し、対応する。

① 保護者への引き渡しが必要と判断された場合には、顧問等は確実に実施し、保護者との連絡が取れない等の問題発生時には、副校長（または校長）に相談する。

② 生徒だけで下校させる場合には生徒全員が無事に自宅に着いたことを確認後、顧問等は副校長に報告する。

### (3) 避難指示発令時の対応のガイドライン

#### ア 登校日の場合

(ア) 原則休校とするが、前日に判断可能な場合は、前日のうちに翌日の対応について、生徒に周知・指導し、保護者に副校長がメールで連絡する。

(イ) 前日の連絡後、翌朝変更の必要が生じた場合には、翌朝6時30分時点で副校長が保護者・職員にメールで連絡する。

(ウ) 前日に予測不可能で翌日登校後に避難指示発令の可能性が高くなった場合、情報入手後早急に対応について検討後、生徒に周知・指導し、保護者・職員に副校長がメールで連絡する。

イ 休日部活動等活動を実施する場合

(ア) **原則活動休止**とするが、前日に判断可能な場合は、前日のうちに翌日の対応について、生徒に周知・指導し、保護者に副校長がメールで連絡する。

(イ) 前日の連絡後、翌朝変更の必要が生じたと判断した場合には、翌朝6時30分時点に保護者・職員に副校長がメールで連絡する。

(ウ) 前日に予測不可能で翌日活動開始後に避難指示発令の可能性が高くなった場合、顧問等は副校長（または校長）と協議し、その後の対応について判断し、対応する。

① 保護者への引き渡しが必要と判断された場合には、顧問等は確実に実施し、保護者との連絡が取れない等の問題発生時には、副校長（または校長）に相談する。

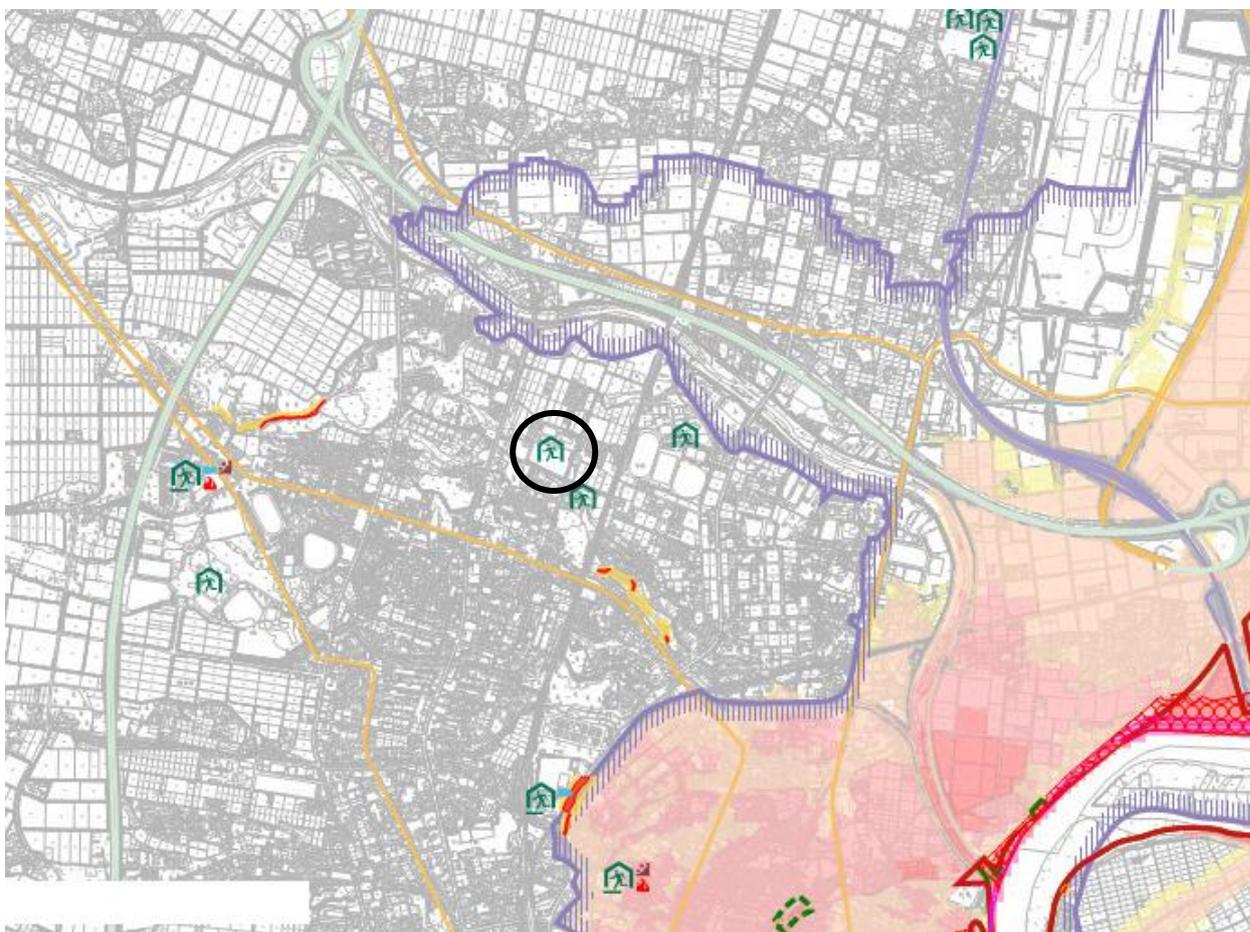
② 生徒だけで下校させることは、指示・警報が解除されるまでは行わない。

3 保護者の皆様へ（協力のお願い）

**休日の活動制限等に係るメール連絡**については、**人命に関わること**ですので、**特定の部等への連絡についても、止むを得ず一斉送信とさせていただきます**ことをお許しください。

[花巻北中周辺のハザードマップ]

\* ○は花巻北中（指定避難所）



\* 追って、チャート図など、わかりやすいものも準備する予定です。